

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録 第十七号

昭和四十一年四月十二日(火曜日)

午後一時二十七分開会

委員の異動

四月一日

辞任

高橋雄之助君

補欠選任

近藤英一郎君

出席者は次のとおり。

委員長

村上 春藏君

理事

赤間 文三君

豊田 雅孝君

柳田桃太郎君

近藤 信一君

委員

井川 伊平君

岸田 幸雄君

剣木 亨弘君

近藤英一郎君

宮崎 正雄君

吉武 恵市君

大矢 正君

小柳 勇君

永岡 光治君

藤田 進君

鈴木 一弘君

矢追 秀彦君

向井 長年君

政府委員

通商産業政務次官

通商産業省重工業局長

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

堀本 宜実君

赤澤 璋一君

本日の會議に付した案件

○計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事會におきまして協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、計量法の一部を改正する法律案の審議を行なうことにいたしましたので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(村上春藏君) 本院先議の計量法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。堀本政務次官。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま提案になりました計量法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

計量法は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化に寄与することを目的として、昭和二十六年に制定されたものであります。同法に基づきましては、計量に関する法制の一元化のため電気測定法を計量法に取り入れることが懸案となっておりました。近年、計量器産業の技術水準が高まったこと、一般消費者保護のため商品取引における計量の適正化をはかる必要性が強くあつてゐること等、幾つかの基本的な事情の変化が生じております。

これらの点にかんがみ、政府といたしましては、昭和三十八年六月、計量行政審議會に對し、法改正に関する諮問を行ない、昨年五月その答申を得て以来、同法の改正を慎重に検討してまいりました結果、ここにその成果を得て提案することとした次第であります。

本法案は、計量法を相当広範囲にわたつて改正しようとするものでありますが、その概要は次のとおりであります。

第一は、計量関係法制の一元化のため、電気関係の計量に関する法律である電気測定法を廃止してこれを計量法に統合することとし、これに同じ電気関係の計量単位及び計量器についての規定を追加整備することとあります。

第二は、計量単位につきまして、最近の国際度量衡總會等の決定に基づき、若干の単位を法規制の対象として加える等の変更を行なうこととあります。

第三は、近年の技術水準の向上にかんがみ、材料試験機等自由な取引にゆだねて差しつかえなくなつた若干の計量器を法の規制対象から除外することとあります。

第四は、計量器の製造の事業及び修理の事業について、現行法では許可制とし、幾つかのきびしい基準に適合することを要求しておりましたが、これを検査設備に関する基準に適合していれば足りるとする登録制に改めるとも、一定の品質を確保するための検査規程を届け出、順守させることとし、また、販売の事業につきましては、現行の全面的な登録制を特に必要な限定された機種についての登録制に改める等、計量器関係の事業に対する規制を緩和することとあります。

第五は、過剰な規制とこれに伴う手続の煩瑣を排除するため、計量器について検定受検前の譲渡を禁止する現行規定を一般的に廃止し、その計量器を取引または証明の用に供するときまでに検定を受けなければならないこととあります。

第六は、検定事務の合理化のため、型式の承認制を採用することとあります。これは、大量生産される計量器につき、あらかじめ見本を提出させ、これについて耐久性等の検査を行ない、合格した場合は、その後生産される同一構造のものに

ついては、検定の段階で構造に関する検査方法を簡略化するものであります。

第七は、一般消費者の利益保護を強化するため、たとえば一定の生活必需品を容器に詰めて販売する者に対し、商品の量を正確に計量しその結果を容器に表記する義務を課すこと、商品をはかり売りする者に対し、その商品の量を購入者に明示する義務を課すこと等、幾つかの規定を整備することとあります。

第八は、計量証明の事業が近年重要性を高めていくことにかんがみ、その公正を確保し、その事業の健全な発達をはかるため、現行の計量証明に用いる計量器の登録制を事業の登録制に改めることとあります。

以上が改正の主要な点であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上春藏君) 次に、政府委員から補足説明を聴取いたします。赤澤重工業局長。

○政府委員(赤澤璋一君) ただいま御説明いたしました提案理由につきまして、補足的に御説明を申し上げます。

昭和二十六年に計量法が制定されてから十五年を経過したわけですが、その間数回の改正が行なわれましたが、基本的な部分にかかわる改正は、今回初めてであります。今回の改正にあつては、つとに昭和三十八年六月、通商産業大臣から計量行政審議會に對し諮問が行なわれました。その一は、法体系が時代の変化に對し十分適応しているかどうかであり、その二は、消費者保護の観点から見た場合、現行規定が十分であるかどうかであり、その三は、電気測定法との統合についていかに考えるべきかであります。

その後同審議會は、三十数回にわたつて慎重にこれらの問題を検討し、昭和四十一年五月答申が

提出されました。この答申においては、次の諸点について十分な考慮が払われております。第一は、昭和三十六年の第三十八国会において、計量法の一部改正が審議された際、衆議院商工委員会において「政府はすみやかに電気測定法の整備をはかり、計量行政一元化のための措置を検討すべきである」との附帯決議が行なわれたこととあります。第二は、昭和三十九年十月の臨時行政調査会の答申において、許可事務を簡素化し規制の緩和をはかる必要がある点を指摘されたこととあります。第三は、昭和三十八年六月の経済企画庁の国民生活向上対策審議会の答申において、消費者保護に關して量目規制の強化をはかる必要性が指摘されたこととあります。

本改正案は、前述の計量行政審議会の答申に一部修正を加えた点もありますが、ほぼその結論を忠実に法文化したものであるということができます。次に、主要な改正点につきまして、提案理由の順序に従って補足的に説明をいたします。

第一に、電気の計量についての規制を行なっている電気測定法を計量法に統合し、電気の計量についても計量法で規制することとする点であります。

電気測定法は、明治四十三年の制定にかゝる全文十一條の非常に簡単な法律で、今日の考え方では法律に規定すべき事項を勅令や省令で規定しており、これを近代的な法制にすることが懸案になっておりました。そして、同法と計量法とは、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するという点で目的を同じくするものであるため、両法は統一することが妥当であると考えられていたものであります。改正案は、電流のアンペアその他の電気関係の計量単位を計量法に追加するとともに、電力量計その他の計量器を本法の規制の対象として加えること等により、支障なく両法の統合を行なっております。

第二に、計量単位の規定につきましては、従来、メートル条約に基づく国際度量衡總會等で重

要な決議が行なわれたに逐次法改正を加えるならわしになっておりますが、今般の改正案でも、最近のこれら国際機関の決議等を取り入れ、改正を加えております。すなわち、たとえば、従来の液体、気体等の体積の計量のみを用いるべきものとされてきたリットルについて、用途の制限のない一般的な体積の計量単位として規定することとし、また、角速度のラジアン毎秒、立体角のステラジアン等を計量単位として追加し、従来通産省令で規定することとされていた放射線関係の計量単位のうち、照射線量のレントゲン等三種類を法律中に規定して使用強制を行なうこととした点などであり、なお、慣例に従い、これら新たな計量単位の法文上の表現につきましては、日本學術會議に参考意見を徴して定めております。

第三に、技術水準の向上に伴う法規制対象の計量器の整理につきましては、現行は三十九機種を対象としておりますが、これは、制定当時がまだ終戦後の混乱を脱し切っていない時であつて、技術水準の著しく劣るメーカーが少なくかつたことによるものでありまして、技術水準が安定化した今日においては、材料試験機のように使用者が専門家で選別能力が十分備わっている機種またはブロックゲージのように取引上、証明上の分野にはほとんど用いられない機種は、計量法の規制を加える必要がないものと考えられますので、対象から除外し、規制対象をはかりやものさしのよう取引上、証明上の計量に広く一般的に使用されるもの十八種に限定いたしました。これにより、これらに關する行政事務が簡素化され、一般関係者の利便がはかれるとともに、行政効率の向上が達せられることが期待されます。

第四に、計量器の製造、修理及び販売の事業の規制緩和につきましては、法制定後十五年を経過し、計量器工業の水準も相当に向上しており、今日では製造及び修理の事業について現行法のような検査設備、製造設備及び技術的能力の各般にわたるチェックする許可制をある程度緩和しても不良計量器の出回るおそれは少なく

なつたものと判断されます。しかしながら、計量器は産業活動、国民の日常生活等広範な分野の標準となる重要な材料でありますから、一挙にこの規制を廃止することも問題があるといわなければなりません。したがつて、本改正案におきましては、検査設備のみをチェックする登録制をとることとしたのであります。そして、このような事業規制緩和の反面、製造事業者、製品の内検査に關し、検査規程を作成、順守させる義務を課し、一定品質の確保のための自主的努力を促すこととしたのであります。

次に、修理事業についても、製造事業と同様の理由から、検査設備及び修理設備をチェックする許可制を検査設備のみをチェックする登録制に緩和しております。

また、販売事業につきましては、従来は全機種にわたる登録制を実施してまいりましたが、改正案におきましては、審議会の答申のとおり、登録を要する機種を取り扱い上一定の知識、経験を必要とする機種のみに限定することとし、これを政令で指定することにいたしております。目下とて、これに該当するものとしては、はかり及び体温計の二機種のみを指定する考えであります。

第五に、検定受検前の譲渡禁止を一部の機種を除き全廃する点につきましては、現行規定は全品検定により粗悪な計量器の流通を予防するたてまえをとつておりますが、従来の運用におきましては、わが国計量器の品質性能の一般的向上をも配慮し、体温計その他の機種を除くかなり広範のものにつきまして、たとえば家庭用のはかりのよう、取引上または証明上の用途に供されないものであれば、通産大臣の許可により検定前譲渡を認めてきておるのであります。このような実態に改し、現行のようにならざることを、やがて過剰規制のたてまえとすることを、今後、行政審議会のきらいも感じられますので、今後、行政審議会の答申に沿ひまして、法の規定を現行に即応するよう改め、取引上または証明上の計量に検定合格品を使用するよう強制することをもつて足りるもの

としたのであります。

第六に、型式の承認制につきましては、検定においては、計量器が適当な構造を有しているかどうかという点と、その正しい「器差」と呼んでおりますが、その器差が一定の検定公差の範囲内にあるかどうかという点がチェックされます。現行法は、個々の計量器につきまして構造と器差の双方を一品ごとに検査するたてまえをとつておりますが、検定機関の能力の限界等からいまして、構造の検査、特に耐久性について十分な検査ができないことが欠点になっております。そこで、今回の改正案は、特に構造の検査を詳細に行なう必要のある計量器であつて、通常同じ構造のものが多数生産される機種につきまして、型式の承認制により検定の合理化をはかることとしたものであります。すなわち、これは、試験用の計量器を提出させて、耐久性等について十分な試験を行なう輸入者に、その後生産または輸入する同一構造のものについては、型式の承認を受けた旨の表示を付すことを認めます。そして、その表示が付されたものは、検定の際、構造の検査を省略化して、主として器差のみを検査することとするものであります。これによりまして、構造のチェックの強化と個別の検定の段階における事務の簡素化を同時に達成しようとするものでございます。この制度の対象としては、たとえばガスメートル、水道メートル、一般商店で使用されるバネばかり等を政令で指定するよう考慮いたしております。

第七に、消費者保護につきましては、今回の改正によりまして、次のような規定が法制化されることとなります。すなわち、その第一は、政令で指定する商品を容器に入れ、容器とともに販売する場合に、その商品の量を正確にはかつてそれを表記する義務を課す規定であります。この措置の対象としたしましては、ボンベにより販売される液化石油ガスを指定することをまず検討いたしますが、その他、合成洗剤等生活必需品物質であつて、その品質が均一で、購入者が主としてそ

の量目に着目して選択するようなのは、逐次検討し、できるかぎり広範囲に指定していく所存であります。第二は、商品をはかり売りする者に対し、その商品の量目を購入者に明示するようとする義務を課す規定であります。第三は、正味量を表記する場合には、政令で定めるところによりその商品の量目を購入者に明示するようとする義務を課す規定であります。これらの規定によりまして、消費者は商品の量目を明確に認識し得るようになり、商品選択の基準を持つことができるようになるわけであり、第四は、商品量目を正確にはかるようとする義務その他一連の訓示規定を順守してない者に対する警告、公表の規定であります。第五は、自動的な機械装置により大量に計量、包装される商品の量目の取り締まりを抽出検査により行なうことができ、その結果が不良の場合は抽出にかかる商品全体の表示を抹消することとする規定であります。これらの規定により、従来の消費者保護に関する規定が相当是正補完され、量目適正化のための措置を強化することができると考えられます。

しかしながら、商品量目の適正化のためには一つ肝要なことは、一般消費者の計量に対する関心を促進するとともに、第一線の指導、取り締まりを強化することであり、計量モニターの制度等の充実、第一線の行政能力の向上をさらに進めなくてはなりません。

最後に、計量証明事業であります。これは、運送、寄託または売買の目的たる貨物の積みおろしまたは入出庫に際し、貨物の取引額、運賃、寄託料等の算定基礎として、その貨物の質量、体積等を第三者の立場で証明する事業であります。現行法は、計量証明事業に用いる計量器につきまして、都道府県知事の登録制をとっております。現行法が制定された当時は、事業者は数も少なく、地域的に限定されたものでありましたが、経済全般の発展に伴いまして、最近計量証明の需要は著しく増大し、現在事業所が約千三百に達しております。また、証明件数につきまして、三十

四年に約一万五千件であったものが、三十八年には約四万件と著しく増大しております。使用される計量器は、トラックなどは大型のはかり、すなわちトラックスケールが最も一般的であり、その他、長さ計、皮革面積計等も用いられております。

証明の対象となる貨物の主たるものは、くず鉄、鋼材、非鉄金属、石炭等であり、その他、水産物、薬品、皮革等広範囲にわたっております。

現行法は、登録の基準、取り消し等についての規定はなく、いわゆる無制限登録制であります。今回の改正案では、計量証明事業の重要度が高まっていることにかんがみ、その適正な運営を確保するため、事業についての登録制を取り、登録の基準、登録の取り消し等につき、規定を整備することによりまして、監督を強化しようとするものでございます。

以上、計量法改正法案の提案理由につきまして補足的な説明をいたしました。何ぶん広範にわたる改正でもございますので、詳細な点につきましては、御質問に応じてお答えしたいと思います。ありがとうございます。

○委員長(村上春藏君) ちよとと連記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春藏君) 速記を起して。

それでは、これより本案の質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○永岡光治君 たいだいま計量法の一部改正法案が提案されました。説明を受けたわけであり、実はこの法律の、全体的と申しますか、流れておる精神の根本問題について、二、三所管の大臣にこの問題を質問をすべきものだと思っております。通産大臣が見えておりませんので、各論と申しますか、そういうところから質問をせざるを得ない羽目になりましたが、今回の委員会にはぜひ大臣に出席をさせていただいて、その基本問題からたどりたいと思っております。間違ひなく出席をされるように、特に要望いたしますが、その

点をひとつまず政務次官から確約を私とおきたいと思っております。よろしくごいましてようか。

○政府委員(堀本宣実君) たいだいま御質問のありました。この次の十四日の木曜日であろうかと存じますが、大臣の予定はきまっておりますが、本日この当初に出席のできない関係もございまして、極力出席をいたしますように努力をいたしたいと存じます。ただ、おそろく若干おくれ午後二時ごろになるかと存じますが、その点はお許しをいただきたい、かように存じます。

○永岡光治君 それでは、二時から出席できるということでありますから、二時に委員会が開かれるとすれば、必ずひとつ出席させてもらうように、特に念を押しておきたいと思っております。よろしくごいまして。

○政府委員(堀本宣実君) はい。

○永岡光治君 それでは質問に移ります。

今回の計量法の改正であります。この第一点は、たいだいま説明にありましたけれども、電気測定法を廃止いたしました。計量法に統合するのだ、こういうことになっていこうと思っております。

そこで、これは計量関係の法制の一元化のためと云われておりますが、電気測定法には、実はその内容の中に事業規制の規定はないのです。電気関係の単位を定める規定と、検定の規定、これだけだったと思うのです。そこで、これを計量法に統合するということによって、何かその間に不都合が起きはしないかと考えるのです。その点をひとつたたしておきたいと思っております。

な電気計器をつくらせておるわけでございます。これが規制の対象になりまして、特段にその面で支障を来たすということはないように存じております。

○永岡光治君 すでにある既設の電気メーターは確かにそういうことになると思いますが、この新規のメーターで不都合を生じることはないかどうか。つまり、新規のメーターでも、いま事業規制等において問題となるであろうそれらの問題は、完全に基準をみな充足して心配のない程度のもので、新規のメーターもできないものと判断しているのかどうかですね、その点をあわせて御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(赤澤一君) 電気関係の計量器のメーターでございますが、現在これを製造いたしておりますのは九社でございます。いずれも相当なメーターでございます。今回の改正法案によりまして、いわゆる計量器の製造事業につきましては、いわゆる制限登録制と申します。検査設備をチェックをして、そして検査設備が一定の基準に合格をしておれば登録をいたすということになっておる。今回の改正法案によりますと、現在の九社、いずれも検査設備等については十分な能力を持っているものと私ども見ております。さらに、この電気関係の計量器の製造者は、従来も非常に長い間にわたって、ずっとこれをやっております。あまり新しい新規の事業者はふえておりません。非常に安定した需要先を持つておる関係上、新規の業者が統々出てまいって、事業分野にまで変更が起きるというような事態は、あまり想像ができないのではないか、かようにも考えております。そういう意味合いから申しまして、たいだいま御質問のように、今回統合することによって、それらメーターの間、あるいは新規の業者等に不便が起きるものとは考えておりません。

○永岡光治君 電気測定法ができましたのが明治四十二年ですね、明治四十二年。

○政府委員(赤澤瑋一君) 四十三年。

○永岡光治君 明治四十三年ですか。それから、この計量法ができたのが昭和二十六年と思ひますが、その計量法ができるときに、すでに明治四十三年に制定されておりました電気測定法というものを、今回統合する以前において、二十六年の段階で統合できなかったのかどうかで、ね。なぜ統合できなかったのか。今日はそれを統合するだけの条件が変わってきたのかどうかで、ね。その点の答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤瑋一君) だいたい前のことでございします。当時の事情については、私も実はあまりつまびらかでございせんが、計量法の制定が議題になりました昭和二十六年当時、やはり計量法の制定にあたって、電気測定法一本にしたというところが議論になったように聞いております。政府内部におきましても、この両方の統一をしたいということ、何度かその点についての検討が行なわれたという記録が残っております。ただ残念なことに、当時まだ昭和二十五年といふいわば終戦後の混乱の時期でございました。計量法一つまとめるにも、相当な困難があった時代であつたように思ひます。そういう関係から、一挙に電気測定法を入れ込むというだけの準備がそろわないために、そのまま別法として残されたという事情であつたかと存じます。その後十五年たつてまいつたわけでありますが、その間数回にわたつて計量法の改正が議論されました。そのたびに電気測定法を入れたらということ、やはり検討が行なわれております。今回、これを踏み切りましたわけでありますが、何と申しまするか、そういう何らかの仕切りを経て、いつてみれば、ここで機が熟したと申しまするか、そういう形になって、今回これが統合された。また一方では、電気計器——あとで御質問等があれば御説明したいと思ひますが、電気計器検定所というやうなものもはつきりとできまして、電気計器についての検定の体制も整つたというやうな事情等も加わりまして、今回これを統一するということに

なつた次第でございします。

○永岡光治君 まだその点がどうもはつきりしないんですが、昭和二十六年の段階でこの法律を統合しなかつた理由で、何か特別な障害なり支障があつたのかどうか。確かにあつたかどうかと思ひます。なければ、おそらく統合しただらうと思ひます。それは何だ何かがあつただらうと思ひますが、それは何があつたんですか。それが今日はどういうやうに解消されたから、それが統合されたんですか。

○政府委員(赤澤瑋一君) 先ほど申し上げました、何ぶん十五年前の古いことでございします。で、記録でしか私もわからないわけでございます。当時いろいろ議論がありました中に、一つは電気関係は戦争中に当時の商工省に統合されたわけでございますが、それ以前は逓信省の所管でございします。電気関係の事業につきまして、逓信省の所管でございします。そういうふうなこともあつて、その後商工省に統合され、終戦後、また商工省、通産省というふうに行政府に移つてまいつたわけでございます。電気測定法はもとより、先ほど申し上げましたやうに明治四十三年に制定をされておりますが、その当時の所管は逓信省であつたというふうにも記憶いたしております。そういうことから、当時終戦後、まだ五、六年目でございまして、いわば法律体系あるいは行政組織といったものにつきては、いろいろな考え方が當時内外にあつたやうに言われております。そういう点もあつて、一挙にこの法律を入れ込むということに、やはり若干の難点と申しまするか、あるいは二の足を踏むと申しまするか、そういうやうな事情があつたというふうにも承知をいたしております。

○永岡光治君 これはあとで調べてもらつて答弁していただくわけですが、やはり事業規制の問題が當時はなかつたわけですね。それが、今度はこれが事業規制に入るわけでありまして、その関連もあつて何か考慮されるべきものがあつたのではないかと、これは私の想像ですが、しかし統合しなかつたのは、ばく然とした何か事務手続の問題でめんどろつたから統合しなかつたのか、何か実質的に支障があつてしなかつたのか。そういうものもちょっとあとで調べて御返事をいただきたいと思ひます。

それから、次に御尋ねするわけですが、この計量器の事業規制というものが、今度から改正になるわけですね。そこで、製造、修理については、許可制から登録制にこれが移行されておるわけでありまして、その緩和をはかられたというわけについて、何か理由があつただらうと思ひます。それはどういふ観点から規制を緩和して登録制にしたのか、その点について御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤瑋一君) 計量器の行政と申しますのは、たいへん度量衡法時代以来伝統の古い法律でございします。また、いわゆる計量器そのものが、産業活動から私日常生活全般に及ぶ一つの基準をきめるものでございします。いわば計量器製造業というものが非常に重要な監督を必要とし、またそこで製造される計量器が、相当高い精度を持つものが必要であるというところは当然でございします。そういう意味合いから、従来、いわば行政事務といたしましては一番強い縛り方で、いわゆる事業許可制というものをとつておつたものと考へます。今回、この改正案を検討いたしましたにあたりまして、先ほど御説明の中で御説明申し上げましたやうに、審議会等の結論では、いわば一つの面では、大きく計量器製造業といふものの技術水準が進歩をしておる。そこで詳しく中々に立ち至つて許可制をとらなくても、出てまいる計量器については、相当程度精度の高いものが一般的に出るやうになつた、こういう判断もいたしております。私も行政当局から見ても、この点は同じ判断を加えてしかるべきものと考へております。その点が一番大きな規制緩和の要因でございします。

それから第二の点は、これは臨時行政調査会等の答申にもございしますやうに、なるべく行政事務の簡素化をはかり、許認可制というものをなるべく少なくして、一般の方の利便を促進するといふことを考へるべきであるという答申が出ております。こういう実態が、すでに技術進歩に基づいて十分なる精度の高い計量器ができるという実態であり、また行政事務の面も極力その効率化をはかるべきだといふことでございします。両々相まつて今回の緩和措置に改正をするということになつた次第でございします。

○永岡光治君 ところで、対象を限定をしております。この緩和をはかられたにもかかわらず、これこれだけは別途除いておるわけで、その対象の体温計とばかりですか、そういうふうな限定をしておりますが、その限定した理由はどこにあるのですか。

○政府委員(赤澤瑋一君) ただいま体温計とはかりという例示が出されたわけでありまして、ただいま先生の御質問は、おそらく販売事業の点であらうかと存じます。販売事業につきましては、従来からも登録制という点でございまして、この登録制といふことは、従来と変わりはございせん。ただ従来は、三十八のいふゆる機種をこの法律で指定をし、その三十八の機種については、どの機種を販売しておるものも、全部登録が必要である、こういう制度に相なつておつたわけでございます。それを今度緩和をいたしまして、特にその精度の維持をはからなざるやうに、また、それを販売するについて一定の知識、経験を有しなればならぬ、こういうものに限り販売の登録をしよう、こういうことに緩和をいたしたわけでございます。その代表的なものといつたしまして、私も現在のとこはかりと体温計、この二種の販売をする人だけを登録の対象にしよう、こういう考へでいま準備を進めておるところでございします。はかり等は、きわめてでき上りを見てみますると、簡単な機械のやうでございしますけれども、相当輸送途中その他におきまして誤差が出てまいるものやうでございまして、したがいまし

後におきまして、販売する前に十分調整をして、誤差の少ないような形にしてこれを販売するといふ必要があるものでございまして、そういう点からいたしまして、体温計につきましても、やはり国民の保健上重要なものでございまして、やはり販売いたしまする前に、十分調整をして販売する、こういう、両方ともいわれる販売上知識経験が必要だといふものを登録の対象にいたしまして、これを販売するもののみを登録の対象にするというふうに、今回制限を緩和いたしました次第でございます。

○藤田進君 ちよつと。まあ立法の動機なり立案の手續段階等が言われておるのですが、一点お伺いしておきますが、いま説明をされました補足説明で、審議会の答申が昭和四十一年五月に提出されたようですが、これは間違いないでしようか。

○政府委員(赤澤瑋一君) 審議会の答申は四十一年の五月にいたしております。

○藤田進君 それならば、ここにいない人は読んで、委員は何ぼんやりして速記をつけて審議しておられる。説明もそうだし、文書もそうなる。おのれです。こういう点はやはり用心してもらわないと困りますよ。ぼくはききようはまだそんな日になってないと思うから聞いています。はっきり訂正してください。

○政府委員(赤澤瑋一君) ただいまたいへん重要な点を御指摘を受けてまして、まことに恐縮に存じております。ただいま私が御説明申し上げました審議会の答申を受けました月日でございますが、四十一年五月と申し上げたのは誤りでございまして、四十年五月でございます。つっしんで御訂正を申し上げます。

○永岡光治君 次に、行政事務の簡素化と、技術水準ですが、それが上がったために、簡略にするために登録制にした、こういう説明であります。が、しかし実際問題として、それでは今度登録制が、そんなに、登録制そのものをとった場合に違うかという、あまり違わないと思うのです。

ずいぶん簡略はしたけれども、登録されなければならぬと規定されたもの、そのものではね。それはどうも私はあまり差異はないのではないかと、思ふのでありますけれども、実質的に許可制と登録制にはどのような、実質で、どのように変わりがあつたのか、条文を見てみると、あまり実質上は変わらないように、ただ許可という文字が登録という文字に変わっただけのようないふが、その分は簡略されたものがあると思ひます。登録されたものと規定されたものについては、許可といふものとはあまり変わりはないかといふ気がいたしますが、それはどのように解釈しておりますか。

○政府委員(赤澤瑋一君) 現行法では許可制をとつておりました、この許可の基準についていろいろ規定をいたしております。その許可の基準のおもなものは、まず製造の設備、それから検査の設備、さらに技術能力といつたような点で、一定の基準以上であるということと許可の審査と申します。か、そういうことをやつて、その後許可をする、こういうことになっております。今回の登録制は、いわば制限登録といふことでございまして、ただチェックをいたしますものは検査設備だけをチェックしよう、こういうたてまえでございまして。ちよつとこれは、言ひ方は誤解を生むかも知れませんが、私も審議会の、議論の過程を聞いておりました、いわゆる従来の事業許可制といふものを、いわば対人的な審査基準と申しますか、対人審査といふか、こういう感じ、いわば製造設備、検査設備といふ物理的なものではなく、技術能力といふことになりまして、その会社に適當な技術者がおるか、どのくらいの経験を保持しておるかといふような、いわば対人的な審査もして見なければならぬといふようなことでございまして。今回の登録制の場合には、ただ物理的にと申すと、はなはだ簡単のようでございますが、いわゆる検査設備だけを審査をして、それが別に定められました一定の基準に合格しておれば

直ちに登録をしよう。こういうことでございしますから、登録の事務自身は、いわば物理的と申しますか、対物的と申しますか、そういうかっこうで行なわれますので、いわば登録の申請があつたならば、現場に行つて検査設備だけを見て、それがオーケーならばすぐ登録する、こういうことになるわけですね。従来の許可におきましては、ただ設備だけを見るわけじゃなくて、一つの事業許可でございますから、あるいは事業そのものを全体として、特に技術的な観点から審査をするといふ点でありますので、いわば審査官等も相当経験のある者が参り、現場について相當な分析判断等を加えなければ許可ができないといふこととでございます。やはりこの間相當な事務的な簡素化、あるいは合理化と申しますか、そういう進歩があるように私も實際問題として考えております。

○永岡光治君 そうすると、ことばじりをとらえるのではありせんけれども、検査設備と、それから製造設備、それから技術的水準と、こういうものがあるから、これは許可なんだと、しかし製造設備と技術水準といふものを除いて、検査設備だけにしたから登録といふ文字に変わったのだと、そういうふうに解釈すべきなんですか。

○政府委員(赤澤瑋一君) 検査設備だけを審査をして許可をするということも、あるいは許可といふことば、これはまあ問題になります。が、實質的には、いわば従前の許可制の場合には、いま申し上げましたように、製造設備につきましても、これは各社相當なまちまちでございます。また技術能力に至りましては、これはなかなかめんどろな審査が要るのであります。いわば行政裁量といふものが相當入り込む余地が大きい点がありまして、そういう意味から、ことばの使い方も許可といふふうになつておるのだと思ひます。今回の場合には、先ほど申し上げましたように、対物的な検査設備だけを見に行つて、それが一定の検査の設備としての基準に合格しておれば、もうすぐオーケーということになりますので、許可とい

うことよりも、従来の法制用語で申せば、登録といふほうがよりふさわしいことばではなからうか、こういうことであります。本質はあくまでも、従来ややそういう面で行行政裁量の余地の多い仕事であつたものを、そういうものの非常に少ない対物的な審査だけにとどめるといふふうに変つてまいるといふふうな考へております。

○永岡光治君 要するに、登録もやつぱり一応の条件が整つていなければ認めないし、許可も一定の条件があれば、事務的に許可しなければならぬと思ひますが、同じだと思ひますが、まあそれは多少ニュアンスとして簡略にしたといふこととおそらく表現を変えたんだらうと思ひますが、まあそれはそれとして、次に質問を続けますが、この計量器の検定ですが、定期検査が法律上の義務事項になつておりますが、それからそういう意味では必要な予算を確保されやすいのでありますけれども、消費者を保護するために立ち入り検査をするわけですね。その立ち入り検査などでは、どうもそれだけの陣容を確保して立ち入り検査をしていくかといふことになると、これはなかなかむづかしい問題になるのではないかと申すわけですね。そこで十分な立ち入り検査を実施するといふことは必要であり、これの指導取り締まりが計量の安全確保、特に消費者のはうの立場から十分これを徹底していかなければならぬといふことになると、相當の陣容の確保を要する、したがつてそれだけの予算を何とかして確保しなければならぬといふわけでありまして、その用意はどの程度整つておるか、それを御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤瑋一君) 法律案でも明らかにございしますように、この計量器の計量行政と申しますか、これは通産省を中心いたしましたして、各都道府県、あるいは私どものほうの通産省の關係いたしております計量研究所、電気試験所、資源技術試験所、こういったような国の研究機関、さらに都道府県にございしますところの計量検定

所、こういったものが非常に広範にこれに参画をいたしております。たとえば、検定の問題、先ほど先生の御説明のごさいます立ち入り検査の問題、あるいは量目等の適正を期するための何と申しますか、一斉取り締まりと申しますか、そういう取り締まりの問題、いろいろな面で、これは国だけではなく、都道府県あるいは都道府県の検定所といったもので実は動員して、広範な行政をやっているわけでございます。ただいま御指摘のように、今回消費者行政の強化ということ、今回の法改正の一つの眼目にいたしてござりますので、私もいたしまして、従来やっておりましたいわゆる量目取り締まりその他の面につきまして、今回の法改正では、従来政令で指定してないもの等につきましては、何ら措置がなかったわけでありまして、今回はこれにつきまして、不正があれば勧告をするとか、あるいは勧告をしても聞かなければ公表するとかというような制度を今回新たに設けることにしたわけでありまして、したがって、こういうことをいたします以上、相当な陣容と予算等をもちまして、これが完全な施行をはかる必要があることはもちろんでございます。従来都道府県あるいは本省等を通じて、相当数な人間がこれに関与をいたしておるわけでございますが、今後とも都道府県の予算、あるいはこういったような研究所、検定所等の人員等におきまして、私もこの法改正を機会といたしまして、各都道府県あるいは自治省とも十分連絡をとり、また強い要請を行ないまして、御指摘のような行政事務が円滑に行なわれますよう、一そうの努力をいたしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○永岡光治君 この計量行政について、地方公共団体の受け持っている事務が非常にたくさんあるわけですが、いまお話によりまして、それらの問題は関係省と連絡をとって予算の確保、人員の確保ができるように努力したい、こういう腹がまえだという抽象論に終わっているわけですが、あなたは各県の実際計量行政に担当しておる

人員は調べておられますか。
○政府委員(赤澤一君) 計量関係はいまどの程度の陣容でやっておるかということにつきまして資料で御説明いたしますが、大体都道府県の関係から申し上げますと、現在都道府県関係で計量関係の業務に携わっております者は、全体で九百十二名でございます。そのほか特定の市、これは現在大阪を含めまして六十三市が特定市ということになっておりますが、特定市の計量関係の人員が全部で三百一名でございます。ほばこの都道府県あるいは特定市、この合計をいたしますと約千二百名程度の人員が、この計量関係の行政あるいは取り締まり、検定といったものに従事をいたしておるわけでございます。

○永岡光治君 ただいまの説明ですと、やっぱり都道府県で九百十二名、これは、たいした数じゃ私はないと思うのですが、私もここに、手元に若干の資料を用意しておるわけですが、たとえば、四十年度の検定所、これを一つ例にとったわけですが、これも関連があるわけでありまして、その検定所の所員の数を見ますと、なるほど東京都、これは大きいので百八十六名であります、あとは段階がぐっと減っております。北海道のようなあんな広い地域でわずかに三十七名、それから県は小さいといながら和歌山県あたりでは四名です。それから島根県も四名、高知県五名、あんな広いところですが、これでも五名、そういうところで、一体年次休暇その他を考え、事故を考えると、おそらくもう地方を回るような、あるいは仕事が多分できるような数じゃないと思うのですけれども、こういうのを十分認識の上であなたがたは考えておるのかですね。これは昭和四十一年度の地方計量予算として私の手に届いておる資料ですが、これをもう少し改善しなければならぬと私思うのですが、どのように考えておりますか。
○政府委員(赤澤一君) ただいま先生から御指摘のとおりでございますが、私も昨年あたりの審議会を通じまして、都道府県の陣容が非常に

少ない、それからたまたま御指摘のように都道府県間に相当なアンバランスがあるのではないか、こういう点が審議会でもやはり議論が出ております。私ももうこういふような点は十分承知をいたしておりました、はなはだ遺憾なことに存じておるわけでありまして、ただ、都道府県によりまして、この計量関係に非常に重点を置いておるものと、まあ何と申しますか、ある程度そうでないところとがどうしても出てまいりますので、私も従来に引き続きまして、また今回特に法改正を契機に、こういう御指摘をいただきまして、都道府県、市町村とさらに十分折衝いたしまして、今後万遺憾なきようつとめてまいりたい所存でございます。

○永岡光治君 私があげた数字は、これは四十一年度の四月からの予算なんですね。従来の予算ではないので、ですから、従来こういう少ない予算だから、今度四十一年度のときは少し考えましようというのであれば、これはまた多少増員をしてくれるのかと思うんですが、私の承知している限りで、これはあるいは資料が誤っているのかもわかりませんが、四十一年度予算ですでにそのような数字ですから、今後十分努力しますということ、これは、この年度には間に合わないわけだと思えます。何か途中で、実行予算の上でさらに補正をしていくのかどうかわかりませんが、あなた方が消費者の立場を擁護して、十分その消費者を保護していききたい、そのために立ち入り検査をどんどんやっていききたいと言ひ、計量の指導も大いにやりたいと言ひわけですから、私は四名の陣容ということになると、係長が一人おったとすれば、あまり出られないと思うんです。そこで庶務担当者か一人おるといふことになる、もうそれでお手上げじゃないかと思うんですが、これはもう私が言うまでもなく、官僚の組織の中においでになつておる皆さん方ですから、官庁組織においでになつておる皆さんですから、十分わかると思いますが、ねらいは、えらい大上段に振りかぶった

けれども、いざ実行の上では、どうも蛇尾に終わつておるといふ感を私は深くするわけです。これは十分再検討してもらいたいと思うんですが、このままでしかいけないのですか。まだ再検討の余地があるんじゃないですか。

○政府委員(赤澤一君) ただいま御指摘の点でございますが、この陣容は、私も前から見てもまことに不備であり、かつまた府県別に見ても、市町村別にも相当ばらつきがあるという点、御指摘のとおりでございます。私どもの努力の足りないところと反省をいたしておるわけでございます。ただ、逐年の経過を見てまいりますと、少ないとはいへ、都道府県関係でござりますと、昭和三十八年が八百三十九名でござりますので、その点から見ますと、まあ八年、九年、四十年とわたりまして、約八十名近く全国では増員になっております。また特定市におきましても、昭和三十八年当初が二百五十四名でござりましたものが、三百一名まで、約五十名程度でござります。逐年ふえてはきておるわけでございます。こういうことで、全然この行政が等閑視されておるといふことではございません。都道府県、市町村でも、やはり何と申しますか、人員の合理的な配分を行なつておる際でありますので、そのさなかで、こういう形で八十人あるといふ五十人という人間が二、三年の間にふえたといふことは、ある程度市町村としても、こういう方向に意を用いていることは、ひとつ御了解をいたさないと存じます。先ほど申し上げましたように、さらにこの線に沿ひまして、都道府県を督促をいたしまして、また自治省当局と十分折衝いたしまして、今後拡充につとめてまいりたいと存じます。

○永岡光治君 特にこの点は、実は大臣のほうに要望すべき事項かもしれませんが、やはり予算折衝に当たるとは、事務当局が第一段階に当たりますが、どうも日本人の全体の計量観念、それを改めて普及徹底させるという仕事があるわけですが、こ

いわば実態にも即しておるし、實際の許可事務というようなものも少なくなる、全くなくなるわけでございますので、一般の利便ではなからうか、こういうことで法のたてまえを変えたわけでございますが、実態はあまりこれで変わつてこないと私も実は考えておるわけでございます。そういう点から、こういうふうに法の立て方を変えたからにわかには実態は変わるものではないという前提で考えますと、心配されるように、未検定のものがどつと取引、証明等に横流れをするというようなことはまずまず考えられないではないか。特に取引、証明用のものにつきましては、取り締まり等も嚴重にあるわけでございますので、まずその心配はないのじゃないか、かように考えております。また、欧米その他各国の計量法をずっと勉強してまいつておりますが、いずれも、欧米その他の各国におきましても、計量法においては今回の改正法案のような法律の立て方をとつております。そういう点等も参考にいたします。

して、今回の改正案をつくりましたわけでございます。

○永岡光治君　重ねていまの点をお尋ねいたしますが、今日までの実績でそういうものはなかったか、かなりやつぱり流れておる実績があるんじゃないかと思うんですが、それはなかったですか。

○政府委員(赤澤澤一君)　一斉取り縮まりその他の結果、あるいはあるかもしれませんが、ただいまその結果について具体的な数字を実は持ち合わしておりませんので、次回までに取り調べまして御答弁申し上げたいと思います。

○永岡光治君　そういう問題と関連をしてでありませんが、検定を受けておることになると、安心してもおれるわけですね。そこで、検定されたもの

だという表示の方法、これは小さくやられてはかなわぬので、できるだけ目に見えるようにしなければならぬ。そういうものはどういうふうにあなたのほうは指導されておるのですか。

○政府委員(赤澤澤一君) この点は、実は私もたたいへんおくれればせながら、昨年あたりメーカーあ

るいはその他のところを見てまいりました。案外、検定印の小さいのに私は驚いたわけです。マル証という印が小さく押してございます。これでは一体一般の方が買うときに、検定ができておるのかどうかわからぬじゃないか、マル証の印というのとはもつとでかくわかるように、一番目立つようなところに押したらどうだという話をメーカーの方にいたしましたところが——話がたいへん余談になって恐縮でございますが、どうも全体のデザインといいますか、美観を害するといえますか、そういう点があるということが一つ、それからもう一つは、メーカーも従来からそういうことで長年やってきておりまして、特に販売業者——こういった計量器というのは、あまりしろうとが使う例は少なく、いわばそれを商売の道具にしておるといのが大部分でございます。家庭で使う場合もあるかと思いますが、それを一つの商売の道具にしておるわけでありまして、販売業者等にそれを購入に参ります場合に、販売業者等が十分使い方とかあるいは調整のしかたとか、そういうものを指導しながら売っておるといのが多数の例でございます。そういう点からいまして、いわば販売業者も、買うほうも、相当程度従来からの検定に長年なじんでおつて、そう不便がないように思うといううなことも、実は聞かされておるわけでございます。しかし、私ももしろうとから見ますと、いかにどうも検定印が小さくて不便だという気がいたしますので、今回の法律の改正を機会にいたしまして、実は先般来、検定合格印を大きく押しつけてもらいたい、できれば全体のデザインを害さない範囲で見やすいところにつけてくれという指導を先般来やつておるわけでございます。

○永岡光治君 私たちもやっぱりそういう感じを深くするわけで、デパートはあまりごまかすことではないのと思うけれども、あすこに行つてみると、人間には大きな番号を打つておるけれども、計量器には大きな表示をしていないのです。小さい店に至つてはなおさらそうだろうと思うので

す。はかり方もいろいろありましようけれども、ぜひ一般の人が安心して、これは合格印だということになるような表示の方法を特段にこれはやつていただきたいと思ひます。

それから、実はこれは販売登録の問題になるわけでありまうけれども、皆さんのほうにも、あるいは届いているのかもしれないけれども、宮崎県下の薬局のほうから陳情も参つておるわけでありまうが、例の体温計の販売については、薬事法ですか——薬事法では一応これを許可を受けることは義務づけられておるわけでありまうが、今度これがまた、体温計の販売で登録制——登録ということになる二重のことになるのじゃないかという気がいたしますが、したがつて、その言われおる趣旨は、体温計について、薬局が売るときには、これはもう登録の必要がないのじゃないか、こういうことを言つておるわけでありまうけれども、いや、それは必要なという理由が通産省のほうで何かあれば、お聞かせいただきたいと思ひますが、これは実はこまごまと諸願の手續をとりまして本委員会にも出ておる内容のものであります。この点についてちよつと御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤一君) ただいま御指摘のとおり、薬事法では一般の医療器具、医療容器等につきまして、これを医療用具の販売業は届け出制というところで規定をいたしております。体温計ももちろんここに規定をしておる医療用具の一つでございます。そこで、届け出でいいじゃないか、こういう議論が出てきておるわけでありまう。ただ、私も、正確な体温計といふものを供給するといふ立場からいまして、一般の医療器具と違ひまして、いわば体温計については、相当取り扱い上と申しますか、正確なものでなければならぬ、いわば国民の保健の非常に基礎になるものでございます。どうも私個人的なことを申して恐縮なんです、私の体温計なども五、六年たつておつて、おそろく、どつかに持ち込んで検査してもらつて非常に狂つておるのじや

ないかと思ひます。体温計で困ることは、定期検査がないということでありまう。家庭に持ち込まれてしまふので、年一べん必ず検査しなければならぬということではないものであります。それから、とにかく、売るときには検定に合格した正確なものを売るといふことでございせんか、かりに、体温計につきまして、そういう不良品が出回るといふようなおそれがある、販売業者が、これを売りさばくということになりますと、国民保健の上でも非常に大きな支障を来すということになるわけでございます。そういう意味合いから、あくまで正確な体温計を売つてもらふなければならぬといふことでありますので、先ほど申し上げましたように、検定前の譲渡につきましても体温計は禁止をいたしております。これはもう全部検定を受けなければ売り渡してはならぬということにいたしております。そういう規定のたてまえからいたしまして、やはり体温計につきましても販売業者につきましては、これを登録の対象にした。はかりはやはりいろいろな意味で、私も日常生活に非常に関係がございまして、これもどちらかといふと狂いやすいもの、いわば調整をしながら使つていかなければならぬ、あるいは、先ほど申し上げましたように、輸送途中でもある程度差が狂つてくるという点も心配だといふ点もありますので、はかりと体温計については、これを販売登録の対象にしよう、こういうふうに考えておるわけでございます。

ただ、体温計につきましては、いま申し上げましたように、どうしてこれをチェックするかといふことが問題でございまして、実はいままでのところは、年に一度ぐらい日をきめまして、都道府県の検定所でありまうとか、あるいは計量研究所に持つてこられれば、いつでも検査をしてあげますといふ呼びかけをしてありますが、一本三百円の体温計の検査をしてもらうのに電車賃まで使つて行くという人はあまりないといふことで、実は私も、家庭の体温計が正確かどうかといふことで非常に心配であります。そこで、先般来、体

温計を簡単に何か検査をする設備はないかということ、計量研究所のほうでいま研究をしております。ある程度簡便な体温計の検査の設備ができそうでございます。これを薬局の適当な方に講習会とか何かやつて教えていけば、個々の薬局でなくても、一町内一つでもそういうものを共同で置いておいて、家庭の体温計を持つてきて、ちよつとはかつてもらつて、どうもこれは一度ぐらゐ違ふといふことであれば、新しく買いかえるということも起こつてくる、そういうことを実は今後引き続き実施をしてまいりたいと思ひを持っております。そういうような点等から考えまして、ただいまのように、薬事法の届け出制だけでは、計量という面から見まして、やはり不十分じゃないか。今後そういう簡単な簡易検査と申しますか、そういう制度、また、それに従事します者の講習といふものを通じて、一日も早く私どもの家庭の体温計が正確なものになるように努力を続けてまいりたいと思ひております。

○近藤信一君 関連。いまの御答弁の中で、計量器の販売のことが触れられました。これは計量器販売に對しましていろいろ疑問の点があつて、昭和三十三年の改正のときに、特に同僚阿部竹松委員長から、この点を、時の局長、岩武さんが重工業局長、それから前尾通産大臣、このお二人からの答弁の中で明らかにされておるのですが、薬事法によると、やはり販売は登録が必要である、しかし、これを広く普及するためには、たとへば農協協同組合とか、または生協とか、その他の厚生団体でもよろしいし、こういうところは登録の必要はない、こういうことを明らかに答弁しておられるのですが、この点は今日私もお生じておると思ひますが、いまのあなたの答弁でいくと、こういう点にはまだ触れられていないのだが、一体こういう点はあなたはどう判断しておられますか。

○政府委員(赤澤一君) ただいま、前回の法律改正のときの議論を御指摘になつたわけでありま

すが、これは本来こういったような医療器具、私のはうからいえば体温計という計量器、これを、この販売を業としておる者かどうかという判断であらうかと思ひます。その当時から私も、もちろん、そういったものも販売促進、一般への普及といったことも大事でございまして、これを、本来の業としてする人は、もちろん登録の対象にしなければならぬ。本来の業でなくて、まあ一回限り、農村の家庭に体温計がないから、この際ひとつ体温計を皆さん備えなさいと言つて売つて歩く、こういうことについては、業とすることではないという解釈でやつていいではないかと、こういう立場をとつておるわけでありまして。現状におきましても、その点の考え方は変わつておりません。

○近藤信一君　そういたしますと、業としていない、そういう団体については、これをあつせんして販売する、あつせんするということは販売するところになるのですが、これに対しては、当時通産大臣も局長も、これは業ではないからこういうところはあつせんについてはこれを規制しない、これは登録しなくてもいいと、こういうことで、いま一応次長も同じような答弁をしておられるので、この点については、今後とも変わりないわけですね。

○政府委員（赤澤璋一君）　今後におきましても同様の解釈でまいりたいと考えております。

○向井長年君　ちよつと一、二点質問いたしますが、私は不勉強でよくわからないのですが、特に近年、計量器産業の技術水準が高まったこと、一般の消費者の保護と、こういうところから基本的な必要が生じてきたと。これはどういふことなんでしょうか、具体的に。この趣旨説明の中にあるわけですがね。

○政府委員（赤澤璋一君）　今回の計量法改正の柱はいろいろあるわけでありまして。その柱について提案理由の中で御説明申し上げておりますが、その一つの大きな柱が、電気測定法の統合問題、それからもう一つは、先ほどお話がございました計量器産業、計量器製造業の技術水準が、当初の

法制定から十五年たつておりまして、この間の技術の向上をフォローしてまいりますと、非常に高まつておる、こういう技術水準が高まつて、不良計量器というものの製造が少なくなつてまいつております。一般的に非常に高度の計量器が出回るようになってきたということ、これの影響として、今度の改正の中に織り込まれておりますのは、やはり一つは、対象機種を少なくする。従来、三十九も対象にしておりましたものを十八ぐらひにしていじやないか。他のものは相当高度に技術も発達をし、また、消費者もある程度——消費者といひますか、使用者、こういったものも習熟をしてきたし、ある程度限定をされてき、一般の取引、証明というやうなわけでもない、こういったやうな感じでありまして、基礎としては、技術が向上してきたというのを背景に機種制限をいたしまして、また、いままでの事業許可制度につきましても、やはりこういった技術水準の向上というのを背景にいたしまして規制の緩和をしていく、登録制に変えるという点で、今回の法改正の第二の眼目でございまして、それから第三の眼目は、これはまた別の問題でございまして、いわゆる国民生活、消費者生活というものの保護、あるいは向上対策という面からして計量法というのを見てもいいまして、やはり従来の計量法には相当まだ補充をし、充足をし、強化をしなければならぬ面がある。そういう面で、消費者保護という観点からの強化、補充をはかるという点で、大きく分けて第三の今度の改正のねらいである。こういう点で三つの点を並べて説明をいたしたわけでございます。

○永岡光治君　次に、質問は、この型式の承認についてであります。型式のほうですね、型式の承認。これは提出から承認までの期間が三ヶ月ということになっておりますので、まあ今日の型式の変化の著しい事態を考えますと、少し長過ぎやしないだろうか。特に、あなたのほうでは、簡便化するために許可を登録制にしたという時代ですから、どうもこの期間は少し三ヶ月じゃ長過

ぎると思ひますが、これはどういふ観点から——実績上そうなつてゐるのか、実際上やつぱりそのくらいかかるものなつてゐるのか。そうではなくて、安全度を見て三ヶ月ということにしたのか、これをひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員（赤澤璋一君）　型式の承認制度を今回とりましては、今回の改正案の一つの大きな新しい眼目でございまして。ただいま御指摘の三ヶ月という点でございまして、従来もこの見本品の提出をしてもらひまして、それについて計量研究所で検定をいたしますが、その場合、従来の実績を見てまいりますと——こまかい点はいずれ資料等整備いたしましたお手元に差し出したと思ひますが、長いもので約三ヶ月、大体まあ二ヶ月あるいは一ヶ月、いろいろなものがございまして。ただいま御指摘のように、一番最長をとりまして三ヶ月以内ということにしたわけでございます。

ただ、ここで特に言及をいたしておきたいと思ひますのは、今回の型式承認制度と申しますのは、私も、ある意味で言ひますと、技術進歩等に即応いたしまして、もちろん、これをスピーディーにやるといふことは必要かと思ひますが、逆の面で言ひますと、これを一ぺんとしておけば、あとはその型式については、もうノー文句で最産ができるという便利な面も一つあるわけでございます。と同時に、やはりこの型式承認の段階でしっかりとそのものを押えておく——と申すと語弊があるのでございまして、その構造でございまして、耐久性等につきまして、しっかりとこの点で検査をしておくということが、やはり計量器そのものの長い目で見た技術進歩には非常に役立つことと思ひます。これをおろそかにしておるといふことは、実は従来のこういった検定につきましても、やはり何となく技術上不備な点じやないかとわれわれも感じておりますし、また、業界においても、この点についてはむしろしっかりとやつてもらつたほうが、長い目で見て計量器の製造技術に進歩がある、刺激になるというふうな感

じも持つておるようであります。こういった点からいたしまして、三ヶ月というのはやや長いことという気もいたしますが、三ヶ月以内ということにいたしておりますので、もちろん、ものにより、また、その内容によりまして、その点はできるだけ業者の便宜をはかるように迅速に取り計りたいと考えております。

○永岡光治君　まあ、そういう意味で若干の余裕が見込まれておると私はまあ理解するわけですが、できるだけそれを短くしようという気持ちには変わりないと思ひますので、実際上の運営にあたつては、そのような実現を期していただきたいと思ひますが、その点については、いま言つたやうな、型式の承認を得ておけばあとは簡単である、こういうお話でありますね。そういったしますと、今度はその構造とか材質とか、検査等が簡略化されるわけでありまして、検定に要する検定期間ですね、これはもうちよつと簡単にやつてしまふべきだと思ひますが、それは短縮されてないで、二十日間というのはどういふわけですか。

○政府委員（赤澤璋一君）　この点も実は私もたいへん苦しいところをございまして、まあ従来は、何と申しまするか、材質、型式、耐久性その他ひつくるめてやつておつたじやないか、今度は型式承認だけを別に抜き出したのだから、今度は当然器蓋の検定だけいい、器蓋だけならば二十日もかかるはずはないじやないか、こういう点の御指摘かと思ひます。この点も一口で言つてしまふと、二十日以内ということでは余裕を見たことではございまして、何ぶんにも、この計量器の検定の事務、検定に持ち込まれます計量器の数が年々非常にふえてきております。これに加えて、まことに、御指摘を受けて、今後やはり努力しなければならぬのですけれども、人員、予算等の面が実はなかなか追いつかないというのが実情でございまして。今後ともその辺は、先ほど政務次官が言われましたように、できるだけ努力をまいりまして、実情はやはりなかなか追いつかないというところでございまして。従来の実績をちよつと見て

みますると、東京都の場合に、たとえば、はかりでございまして、圧力計といったものは、大体二日程度で処理をいたしております。体温計あるいは体温計といったものが、大体十日から二十日までの間ぐらいい、これ以外のものにつきましては、大体一週間前後というふうな実績があるように聞いております。したがって、今回、型式承認ということで、量産可能なものについては事前にやるわけでありまして、ほんとうをいへば、さらにこれより何日か短くなつていいはずであります。いま申し上げましたような実情にもございまして、これ、きめてしまふと、なかなかこれをまた延ばすということもできませんので、たいへん大ざっぱな言い方でございまして、けれども、やや余裕を見まして、従来の二十日以内ということを規定させていただいたというのが実際であるかと思ひます。

○永岡光治君 まあ、その裏を返せば、いまそういう型式が承認されても、それは抜いても、器差というのですか、それをするだけでも二十日かかるというのでは、いまのそういう現状ならば、いままではそれをたぶん省略しておつたのではないかと疑問が出てくるわけですが、いまここでそれをやかく言つてもしょうがありません。ここでも、そこでも簡単にしたわけでありまして、十分業者のほうの立場を考へて、できるだけ簡便に、早くできるようにしてもらいたいことを要望しておきたいと思ひます。

そこで、今度は消費者の立場から少しお尋ねするわけですが、計量に対して消費者が苦情を持つ場合があるのです。これはおかしいじゃないかと。そのときの苦情処理機関と申しますか、どこへぶつけていくのか。そういう親切な指導なり保護をしてくれるものがどこあつてしかるべきだと思ひます。おそれなく、いまでもあると思うのですけれども、なかなか簡便にいついていないというところに問題があると思ひますが、その苦情処理機関について、政府はもっと力を入れるべきだと思ひますが、どのようなお考えを

持つてゐるのか、これもこの際ただしておきたいと思ひます。

○政府委員(赤澤一君) 苦情処理の問題は、日常の計量器を使用いたします取引に密着したものでございまして、もちろん、これが制度的に、かつ、いま御指摘のように、簡便にできるということが非常に重要であらうかと思ひます。私も通産省の関係で申しますと、実はこういふような消費者行政という観点からいたしまして、現在、企業局の中に苦情処理の窓口を設けております。看板が出ておりますが、これは通産省に來ない方はなかなか見つかからないということですが、一般にはどうもあまり知られておらぬかと思ひますが、一応通産省の中にそういう窓口を一つ設けておりました。消費者行政につきましても、苦情処理はひとつ全部そこへ言つてきてくださいというところで窓を一つあけております。あるいは通産省で申しますと、通産局、あるいは地方の公共団体、商工会議所、あるいは消費者団体、こういったところには、それぞれ御案内のように苦情処理という窓口が現在あつてあります。そのほか、これは実際は役所まで行つて苦情を言うことではあります。いまも私が申し上げましたように、なかなかそこまでは徹底してないうらみがございまして、この点は今後とも一般に、こういうものがあるぞということを早くPRをしなればならぬというふうに考へております。そのほか、実はモニター制度というものをとつておりまして、全国で約二千名の主婦の方にモニターをお願いしております。このモニターの方から実はいろいろな苦情が私どものところにもあがつてきておるわけでありまして、で、まあ数字のことではあります。が、昨年の十月から十二月までの間約三ヶ月間に、私どものほうに直接、あるいは通産局、公共団体等に寄せられた苦情は約三百件程度でございます。それぞれの部局におきましてこの苦情を処理いたしておりますが、当然こういふ問題につきましても、一般の生活と密着をいたしたものでありますので、なお、今後、こういふ窓

口があるぞ、また、いつでも苦情を言つてくれれば親切に処理してくれるということについてのPRを極力進めてまいりたいと思ひます。

○永岡光治君 まあ、その実績は三百件くらいしか集まつてないやうですけれども、これはなかなか言いにくい問題だらうと思ひます。ほんのちよつとくらいしか連なかつたものを大げさに言うのもどうかというやうな、まあ物価高の今日でもあつて、あまりけちけちしたやうな感じも出てくるものですか、しかもお店にしょつちゅう顔を出しておれば、これはなかなかいやなことだらうと思ひます。その意味で、やっぱり立ち入り検査とか、絶えず、何か悪いことやつておればすぐ検査されるのだという体制を整備されること、一番私は大切だと思ひます。それから、やっぱり消費者もそういう観点で、買うときにはものを見るのだという感じを植へつける、これが一番大切だと思ひます。この苦情処理機関のもつと簡便な普及をはかつてもらひ、そういうこともひとつぜひ考へてもらひたいと思ひます。

それから、次いで、これも同じ消費者の立場からの問題ですけれども、計量の誤差です。誤差は上と下で何%かまではいいということになつてゐるのです。これは多いのはいくつか、少ないのは困るというやうに、売る人にとっては相対的にプラスマイナスだからいいけれども、買うほうにしてみれば、マイナスはマイナスですから何もう余分に買つてはいるわけですから、それは売るほうのうんと消化する立場に立つてのみ言えることであつて、消費者のほうにとつては、マイナスはマイナスなんだから、マイナスがいいというわけにいかぬと思ひますが、これは何とかならぬのですか。多いのはいくつか、少ないのはいかぬぞということですね、誤差は。

○政府委員(赤澤一君) いまの御質問は、量目公差についての御質問だらうと思ひますが、この計量法の立場から申しますと、これは考え方の問題というところになるかと思ひます。計量器と申しますのは、結局、いまの取引の場合で言います

と、売り手と買い手の立場に立つて常に中立であるべきものであるかと思ひます。一方だけが常にいい、一方には常に悪い、こういうことでは売り手と買い手のまんなかに立つ公平な基準ということにはならないのじやなからうか、こういうのが計量法全体を通じておる公正という、あるいは公平という立場で考へますと、これは何と申しますか、前後にやっぱり公差がないとおかしいのじやないかという考え方を現在の計量法はとつております。たとえば一般の店先で物を買つた場合がいつでも問題になるわけですが、売り手も、魚屋とか八百屋とか、いわゆる零細企業と称する連中がございまして、買い手はわれわれ同様の一般の主婦ということございまして、一方にだけ常に間違ひないという制度をとるか、あるいは、いま申し上げましたやうに、売り手と買い手のまんなかに立つ、橋渡しをする公正な基準ということでものを考へるか、その辺が、要するに、政治的な判断、あるいは全体的な、国民生活全部を見まして、あるいは産業活動から含めた全部を見た判断として、このところはやっぱり消費者行政ということに最大のウェイトを置いて、あとはいいんだ、こういうふうな判断がされれば、あるいはマイナス公差というものは認めない、上だけ公差を認める、プラスの公差だけ認めるというところにもなるかと思ひますが、現在の法律の立て方から申しますと、やはり両者の間に立つニュートラルな、中立的な基準ということではあります。やはり公差は私どもプラスマイナス両方に認めていくべきじやなからうかと思つております。ただ、近年やはり、先生も御指摘のやうな消費者行政と申しますか、消費者保護と申しますか、声なき大衆を保護しようという観点からの主張が相当強くございまして、私ども、量目公差制度をとつております商品の中の一部のもの、コピーでありまして、そういうふうな相対程度価格も張るというやうな、ある程度のものでございまして、プラスのほうの公差を多くして、マイナスのほうの公差を少なくする、マイ

ナスは二%でプラスは四%と、若干そういう差をつけた公差をとっておる商品がございます。しかし、全体として、マイナスをゼロというところまでは、現在の法律の立て方はいいない次第でございます。

○永岡光治君 これはもう、私は特に品物を買う人の立場ですね、消費者の立場として、品物を販売するという方法のほうに入るわけですが、それを考えてみますと、非常に狭い視野から言うのかもしれませんけれどもね、商売人は目方をうんとやって売ろうという人はいない。できるだけ、せいぜい目方を切って売ろうという人が多いと思いますよ。そういう立場だから、多いような誤差があったところで、せいぜいびしやりとしていく程度のものですから、むしろ、マイナスのほうを全然認めないほうがいいんじゃないか。話によると、外国でもマイナスのほうの誤差は認めていないところもあるやに聞いておるわけですが、そういう方向にいったらどうかというのが、私のほうの希望ですけれども、法律がそういうたてまえであるとするならば、すぐ今日この段階でこれを改正ということは困難かもしれませんけれども、やはり消費者を救済をする、救済といましようかね、保護してやっていくという立場から、こういう問題は今後の研究課題として十分ひとつ検討してもらいたいと思います。

一応、私の本日における質問はこの程度にとどめまして、大臣以下、目をあらためて次回に譲りたいと思います。本日のところはこの程度で。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本件に関する質疑は、本日のところこの程度にいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時十八分散会

第二号中正誤

ベシ 段行 誤

一 三 六 運弱 誤 薄弱 正

第七号中正誤

ベシ 段行 誤

二 二 三 メッキ 誤 メッキで 正

四 二 五 究いた 誤 突いた

〃 〃 終わり 誤 なろう

〃 〃 〃 誤 なる

〃 〃 四 〇 できるて 誤 できて

〃 〃 末 まお 誤 まあ

第九号中正誤

ベシ 段行 誤

三 一 五 付し 誤 貸し 正

九 二 三 いろ 誤 いろいろ

昭和四十一年四月十六日印刷

昭和四十一年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局